

福祉生活病院常任委員会資料

(平成31年2月14日)

〔件 名〕

- 1 東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)に係る環境影響評価審査の状況について
(環境立県推進課)・・・別冊
- 2 一般廃棄物処理施設に係る事業者等への指導について
(循環型社会推進課)・・・1
- 3 鳥取砂丘未来会議の開催について
(緑豊かな自然課)・・・3
- 4 第30回全国「みどりの愛護」のつどいの開催日決定及び準備状況について
(緑豊かな自然課)・・・4
- 5 「平成31年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)」に係るパブリックコメントの実施について
(くらしの安心推進課)・・・5
- 6 鳥取県消費者教育推進計画の改定(案)に係るパブリックコメントの実施について
(消費生活センター)・・・9
- 7 「鳥取県消費者見守りネットワーク協議会」について
(消費生活センター)・・・10
- 8 県営住宅管理における不適切な事務処理について
(住まいまちづくり課)・・・13
- 9 危険ブロック塀対策に係る今後の対応方針について
(住まいまちづくり課)・・・15
- 10 上下水道の持続的経営に向けた鳥取県広域化・共同化等検討会(第4回)の概要について
(水環境保全課)・・・17

生活環境部



一般廃棄物処理施設に係る事業者等への指導について

平成31年2月14日
循環型社会推進課

環境プラント工業株式会社が設置している一般廃棄物最終処分場において、平成元年当時の廃棄物の処理に疑義が生じたことから、県は次のとおり調査・指導を行ったので、その概要を報告する。

1 事業者等への報告徴収

県は、事実確認を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第18条に基づき、平成30年12月19日付け文書で、西部圏域の一般廃棄物の不燃物処理を行っている西部広域行政管理組合(以下「西部広域」という。)と、西部広域から埋立処理委託を受けている環境プラント工業株式会社(以下「環境プラント」という。)に対して報告徴収を行った。

県による報告徴収の内容	左についての事業者等からの回答	
	西部広域	環境プラント
①一般廃棄物最終処分場内での野焼きの実施の有無	・野焼きは行っていないが、廃棄物の発酵熱等による発火現象があった。	同左
②一般廃棄物最終処分場での医療系廃棄物の埋立の有無	・市町村が収集する一般廃棄物を埋め立てているが、平成元年の処分場運用開始当初、収集された一般廃棄物の中に不適物(医療系廃棄物)が混入していることもあった。 ・発見した不適物は、その都度除去したが、十分な分別方法が確立されておらず、全て除去できたとは言い切れない状況があった。	・西部広域から委託を受け市町村からの一般廃棄物のみを埋め立てているが、平成元年の処分場運用開始当初、収集された一般廃棄物の中に不適物(医療系廃棄物)が混入していることもあった。 ・発見した不適物は、その都度除去し、西部広域に報告と今後の対応を依頼していた。
③上記行為が事実であった場合の対応状況	・不適物の混入対策として、不燃物中間処理場への監視員の配置及び排出者へ不適物排出禁止徹底の依頼文書の送付に加え、平成2年1月からは手選別設備を追加設置した。	・不適物の混入対策として、不燃物中間処理場での選別作業の強化等について、西部広域に依頼等を行った。

2 県による立ち入り調査

報告徴収の回答を受けて県は、廃掃法第19条に基づき、平成30年12月25日から27日にかけて、西部広域等への立ち入り調査により書類検査及び環境プラント第1処分場の現地確認を行った。

調査内容	調査結果
①西部広域等の書類等の調査	・次の事項を確認した。 i) 1の②のとおり、一般廃棄物の中に混入した不適物はその都度除去していたが、全て除去できたとは言い切れない状況であった。 ii) 平成元年当時、不適物混入は医療機関等の排出事業者の認識不足も大きな要因であり、環境プラントが西部広域に適正な分別等を実施するよう要請していた。 iii) 西部広域も当該事案を問題視し、排出事業者に対し分別徹底の文書要請、不燃ごみの開封点検の追加対策等を行い、最終的には不適物の分別設備を新設するなど、不適物の混入防止対策を速やかに進めていた。
②環境プラント第1処分場の現地確認	・場内地中温度及びガス濃度の測定結果や、第1処分場の周縁地下水及び放流水の水質検査結果を点検し、処分場の周辺において生活環境保全上支障が生じていないことを確認した。

3 県による事業者等への嚴重指導

(1) 日 時:平成30年12月28日(金)

(2) 相手方:西部広域及び環境プラント

(3) 指導内容:次の内容の嚴重指導文書を手交した。

- ・環境プラント第1処分場での埋立処分のため、西部広域の岸本中間処理場に収集された一般廃棄物の中に、医療系廃棄物等の不適物(産業廃棄物)が混入しており、昭和64年1月の処分場稼働後数か月にわたり不適物が埋め立てられていたと言わざるを得ないと判断した。一般廃棄物の適正な処理に携わる立場でありながら、このような事実があったことは極めて遺憾である。
- ・一方、排出事業者の認識不足があったことや、当該事案を問題視し、速やかに対策が講じられていることも確認したところであり、今後、より一層法令を遵守し、同様の行為の発生防止や適正な維持管理を行うよう強く勧告する。
- ・また、現在の処分場等の維持管理の状況を報告すること。

(4) 事業者等からの報告

事業者等から現在の維持管理状況等について、平成31年1月17日及び18日付けで県に報告があった。

西部広域(1/18)		環境プラント(1/17)	
事項	主な報告内容	事項	主な報告内容
①産業廃棄物搬入防止への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・不適物搬入防止対策として、広報誌等による住民等への周知や一般廃棄物収集運搬業者に対する指導を実施している。 ・西部圏域の市町村内で排出される不燃物(一般廃棄物)が搬入される西部広域のリサイクルプラザでは、直接搬入されるものは搬入物の聞き取り確認や、搬入時の内容物の開封確認を行い、処理不適物があれば持ち帰りを指示している。 	①第1処分場の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の受け入れ業務を終了し、廃止に向けての維持管理を行っている。
②医療系廃棄物への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のごみ処理工程における作業員・監視員による内容物確認と不適物除去作業を実施している。 ・除去した医療系廃棄物は嚴重に保管し、一定量たまった時点で特別管理一般廃棄物として適正に処分している。 	②第2処分場の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・受入基準等を定めた管理・運営計画書に基づき維持管理を行っている。不適物があれば持ち帰りを指示している。

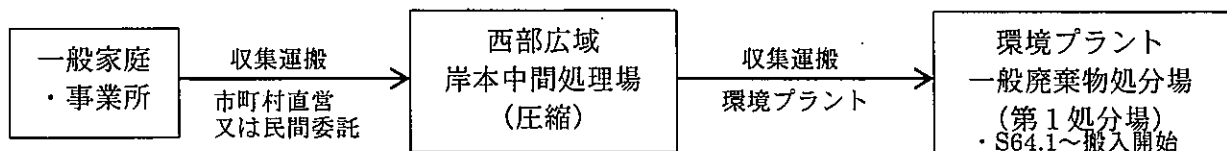
4 西部広域議会での報告

西部広域は、平成31年1月30日の組合議会全員協議会において、1～3のとおり県から指導を受けたことについて報告されている。

<参考1>環境プラント第1処分場

- ・設置者:環境プラント工業株式会社
- ・設置場所:米子市淀江町小波
- ・埋立容量:121,732m³
- ・埋立期間:昭和64年1月～平成6年3月

<参考2>昭和64年1月当時の収集から埋立までの流れ



鳥取砂丘未来会議の開催について

平成31年2月14日
緑豊かな自然課

鳥取砂丘の多面的価値を時流に応じて高めていくため、昨年11月に発足した鳥取砂丘未来会議（会長：松原雄平鳥取大学特任教授）の第1回総会を開催したので、概要を報告する。

1 日時等

- (1) 日 時：平成31年1月31日（木）10：00～11：30
- (2) 会 場：山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター
- (3) 出席者：活動団体・広域団体・地権者・学識者・行政 26名
- (4) 議 題：鳥取砂丘未来会議の今後の取組について

2 結果概要

鳥取砂丘未来会議の今後の取組について、昨年11月の設立総会やその後の意見照会での委員の意見（砂丘西側の利活用、砂丘の周遊等）をもとに議論した。

鳥取砂丘西側の利活用を進めるべきという意見が多く、委員の発議により、ワーキンググループを設置し、環境省が建設を予定している西側ビジターセンターと既存施設の連携や利活用の方向性について議論し、関係機関への提言を行うこととした。

〈ワーキンググループの設置〉

【目的】

鳥取砂丘西側の利活用の推進に係る検討、提言

【構成員（予定）】※未来会議委員の一部と委員以外のメンバー（下線）で構成

鳥取大砂丘観光協会、自然公園財団鳥取支部、鳥取砂丘アクティビティ協会、とっとり観光ガイドセンター、鳥取市観光コンベンション協会、麒麟のまち観光局、鳥取県観光連盟、日本旅行業協会中四国支部、鳥取商工会議所、鳥取県東部商工会産業支援センター、浜坂財産管理組合、鳥取大学乾燥地研究センター、鳥取砂丘こどもの国、柳茶屋キャンプ場、サイクリングターミナル砂丘の家、鳥取砂丘ビジターセンター、環境省、鳥取県、鳥取市
（事務局）鳥取市

〈委員の主な意見〉

- ・砂丘全体の活性化を図るためには、砂丘西側の利活用の推進が不可欠である。
- ・観光客が何を望んでいるのかを分析した上で、議論を進めていく必要がある。
- ・砂丘西側は、アクティビティやキャンプなど、砂丘を肌で感じてもらえるゾーンとして活用して欲しい。
- ・砂丘西側の既存の各施設が、今後どのような方向に向かおうとしているのかを共有した上で、議論を進めていく必要がある。
- ・西側ビジターセンターの建設は、砂丘西側の振興の起爆剤となる。関係者が協力して取り組む必要がある。

3 今後の日程

平成31年2月 ワーキンググループの発足
3月 未来会議第2回総会の開催

（参考）鳥取砂丘未来会議

- 〈活動団体〉鳥取大砂丘観光協会、自然公園財団鳥取支部、鳥取青年会議所、鳥取砂丘アクティビティ協会、浜湯山・多鯨ヶ池活性化委員会、鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会
- 〈広域団体〉鳥取市観光コンベンション協会、麒麟のまち観光局、鳥取商工会議所、鳥取県東部商工会産業支援センター
- 〈地権者〉浜坂財産管理組合、湯山観光委員会
- 〈学識者〉鳥取大学
- 〈行政〉環境省、鳥取県、鳥取市 （事務局：鳥取県・鳥取市）

第30回全国「みどりの愛護」のつどいの開催日決定及び準備状況について

平成31年2月14日

緑豊かな自然課

第30回全国『みどりの愛護』のつどい（会場：コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク（鳥取市布勢））の開催日が、2019年5月18日（土）に決定したので報告する。あわせて、開催日決定記念カウントダウンボードのお披露目式や今後のつどい開催に向けた機運醸成の取組など開催に向けた準備状況を報告する。

1 「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の開催日決定記念カウントダウンボードお披露目式

(1) 日 時：平成31年2月6日（水）午後0時30分から

(2) 場 所：鳥取県庁本庁舎1階ロビー

(3) 出席者：鳥取県知事 平井 伸治
鳥取市長 深澤 義彦
小さき花園幼稚園 園児 他

(4) 概 要

第30回全国「みどりの愛護」のつどいの開催日決定を受け、本庁舎1階ロビーにおいて開催日決定記念カウントダウンボードのお披露目を行うとともに、幼稚園児とボードの飾りつけを行うなど、つどい開催に向けた機運醸成を行った。



2 「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」実施本部事務局連絡会議

(1) 日 時：平成31年2月1日（金）午後1時30分から

(2) 場 所：鳥取県庁第2庁舎4階 第33会議室

(3) 出席者：鳥取市都市整備部長 網田 正
鳥取県生活環境部長 酒嶋 優
その他関係各課（鳥取県、鳥取市）

(4) 概 要

実施体制の拡充（2月1日付けで緑豊かな自然課内に「みどりの愛護のつどい推進室」を設置）、つどい行事内容、今後の関連イベント等について報告し、開催に向けた県、市の関係各課に協力を依頼した。

3 みどりの愛護のつどい開催に向けた今後の主な取組（予定）

○おもてなし弁当メニュー検討会（2/14（火））、試食会（3月中旬頃）

招待者にあっせんする弁当について、郷土料理や栄養面の専門家等による検討を行い、メニューを決定する。

○とっとりの「緑のまちづくり」を考えるシンポジウム（2/16（土）13:30～、鳥取県立博物館講堂）

公園緑地の専門家や地域の緑化活動のトップランナーによる講演とパネルディスカッションを行う。

○とっとりナチュラルガーデン公開講座（3/16（土）、グリーンズ青谷・とりぎん文化会館、

主催：NPO 法人 we garden our city）

○みどりの募金活動でのつどい開催PR（3/25（月）、イオン鳥取北店）

○みどりのリレー（3月頃：岩美町、4月頃：若桜町、4/29（月・祝）：鳥取市（ファイナル））

○鳥取県植樹祭（5/11（土）、とっとり出合いの森）

○みどりの愛護フェア in 湖山池（仮称）（5/18（土）～19（日）、主催：花と緑のフェア東部地区実行委員会）

「平成31年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」に係るパブリックコメントの実施について

平成31年2月14日

くらしの安心推進課

食品衛生法第24条の規定に基づき、都道府県知事等が毎年度策定することとなっている食品衛生監視指導計画について、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施する。

なお、保健所設置市である鳥取市においては、東部圏域の計画を別途策定中である。

[鳥取県食品衛生監視指導計画について]

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るものである。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成31年2月15日（金）から3月8日（金）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所意見箱等

2 計画（案）の概要

- (1) 監視指導の実施体制
 - ア [新規]改正食品衛生法に基づく広域連携協議会への参加
 - ・広域的食中毒事案発生時に設置される広域連携協議会を通じた関係機関との協議・連携
- (2) 行政（食品衛生監視員）による監視指導等の実施
 - ア 流通食品の収去検査（食品の抜き取り検査）の実施等
 - イ 食品事業者等への計画的な監視指導の実施
 - ウ 食中毒予防対策
 - ・主に事業者に対する指導
ノロウイルス、カンピロバクター、寄生虫（アニサキス等）による食中毒の予防啓発等
 - ・県民に対する啓発
自然毒（毒キノコ・フグ毒等）による食中毒の予防
- エ [新規]改正食品衛生法への対応支援
 - ・HACCP制度化や営業届出制度の創設等を広く食品等取扱事業者等へ周知・指導
- (3) 食品等事業者の自主衛生管理の推進
 - ア 専門家派遣等によるHACCP取組推進のための支援
 - イ 食品衛生管理を担う者の養成及び資質向上
 - ウ 食品関係団体との連携
- (4) 消費者に対する情報提供や食品衛生の普及啓発
 - ア 消費者に対するリスクコミュニケーションの実施
 - イ 消費者への食品による被害防止のための情報提供（夏季やノロウイルス流行期など）
 - ウ 消費者へのHACCPの普及啓発

3 今後のスケジュール

- | | |
|-------------|--|
| 平成31年3月8日まで | パブリックコメント実施 |
| 3月中旬 | 鳥取県食の安全推進会議において最終案の検討 |
| 3月末頃 | ・パブリックコメントへの対応を県のホームページ（とりネット）で公表
・計画策定及び公表 |

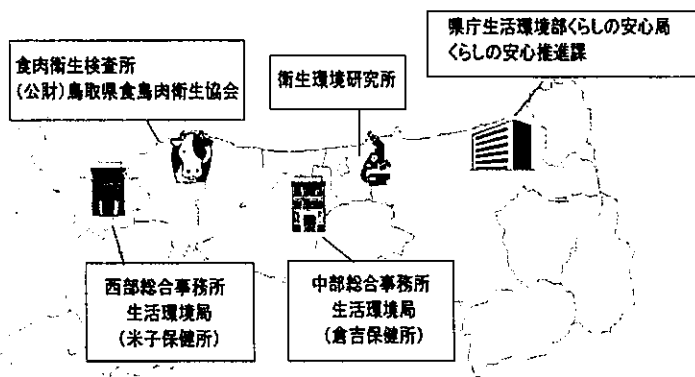
平成31年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条に基づき、都道府県知事等は毎年度「食品衛生監視指導の実施に関する計画」を定め、この計画に従って食品衛生に関する業務を実施することとされています。

この度、県では「平成31年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」を作成しました。

1 監視指導の実施体制等

- 食品関連事業者が行う食の安全性の確保が適切に行われているか状況を把握し、衛生指導を実施するため、中部及び西部総合事務所に食品衛生監視員を配置し、効率的かつ一元的な監視指導を行います。
- 食の安全性確保を図るため衛生環境研究所、食肉衛生検査所で科学的な根拠に基づいた検査や研究を行います。
- 中核市である鳥取市と蜜に情報交換を図り、効果的な監視指導を行います。
- 県域を超える広域的な食中毒事案が発生した際は、広域連携協議会等を活用し、国及び他自治体と連携し拡大防止等迅速な対応を行います。
- 農林水産部局と連携し、生産段階からの食の安全性の確保に努めます。



2 監視指導の内容

(1) 重点的に監視指導を実施すべき事項

- 食品衛生上の危害の発生状況を分析し、社会的な影響等を考慮して重点的な監視が必要な業種を中心に監視を実施します。(表1)
- 食の安全を確保するため、生産から流通、販売、消費に至る各段階において、事業者の衛生管理が適切に行われているか確認します。

(2) 食中毒予防対策の強化

- 平成29年及び平成30年(速報)の全国及び本県の食中毒の発生状況(表2)を考慮し、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス、自然毒及び寄生虫による食中毒の予防対策を重点的に行います。

表2 鳥取県食中毒発生状況(事件数)

	H29	H30
ノロウイルス	-	3(2)
寄生虫(アニサキス)	7(5)	6(4)
カンピロバクター	3(3)	2(1)
黄色ブドウ球菌	1(1)	-
腸炎ビブリオ	1(0)	-
動物性自然毒	3(1)	2(1)
植物性自然毒	-	2(1)
不明	-	-
合計	15(10)	15(9)

※()の件数は東部圏域分(内数)

ア 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策

加熱不十分な食肉等の喫食が関与していることが多いことから、食肉処理業、食肉販売業及び飲食店での衛生的な取扱い等について監視指導・啓発を行います。生食用食肉の提供施設に対しては、規格基準等の遵守を指導するとともに、消費者に対して、食肉や内臓の生食は食中毒のリスクがあることを注意喚起します。

イ ノロウイルス対策

飲食店等における正しい手洗い及び適切な消毒方法の徹底、調理従事者等の健康管理、食品の取扱い等について監視指導・啓発を行います。

ウ 自然毒(有毒植物やフグ毒等)食中毒対策

有毒植物の誤食による食中毒が発生したこと、また、免許のない人が素人調理したことによるフグ食中毒が発生したことから、注意喚起を強化します。

エ 寄生虫による食中毒対策

平成27年から30年にかけて寄生虫による食中毒が多発したことから、予防啓発を強化します。

(3) 食中毒細菌迅速検査法の活用

- 衛生環境研究所において開発された食中毒菌の迅速検査法を活用して食中毒事件の原因究明調査を行います。この検査法を活用することで、結果判明までの時間を大幅に短縮することができ、食中毒の被害拡大防止を速やかに行うことができます。

3 食品等の収去検査について

- 食品の製造工場や販売施設等から食品の無償提供を受け、試験機関において検査を行います。
- 消費者の安全性確保を目的に、県内流通食品について検査します。
- 野菜や果物については、県内で使用されている農薬の実態に併せて検査項目を選定します。

4 HACCP(ハサップ)に取り組む事業者への支援

- HACCP 制度化に対応できるよう、講習会やHACCP専門員による周知活動等により技術的な情報等を提供し、スムーズな導入のための支援を行います。
- 専門家派遣、補助金交付等により、施設に応じたきめ細かい指導や相談対応を行います。

5 消費者との情報交換、情報提供の実施

- 出前講座、研修会、食の安全推進会議等を通じて、消費者の皆さんと食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション(情報交換・情報提供)を行います。
- 特に消費者へ食の安全に関する正しい知識を普及啓発するため、各分野の専門家等を講師として講演会又は施設見学等を実施します。
- 食品による危害発生防止のため、報道への資料提供、ホームページ、ツイッター及びパンフレット等により、迅速に必要な情報を提供します。

6 人材育成について

- 食品衛生監視員等食品衛生関係職員の資質の向上に努めます。
- 食品等事業に携わる関係者及び給食施設関係者に衛生講習会を行うとともに、食品衛生模範施設及び食品衛生功労者に対し、県知事表彰の授与を行います。

表1 主な重点監視対象施設における監視事項

施設の区分	対象施設の要件	監視回数	重点監視事項
① 食品衛生法違反施設	過去2年(H28～H29)のうち、食品衛生法違反により、処分や文書指導を受けたことのある施設(食中毒発生施設、食品衛生法第6条違反食品製造等であり、継続して監視指導が必要な施設)	3回/年	①改善事項の遵守の確認
	食中毒原因施設のうち、寄生虫による食中毒の原因施設	1回/年	
② 鳥取県HACCP適合施設	HACCPによる衛生管理が実施されているとして県が認定した施設(鳥取県HACCP適合施設)	1回/年	①HACCPによる衛生管理
③ 大量調理施設	飲食店営業(一般食堂、レストラン、仕出し屋、弁当屋、旅館及びホテル)、及び給食施設のうち、概ね同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供し、事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性がある施設	2回/年	①下処理及び原料からの二次汚染防止 ②加熱食品の十分な加熱 ③加熱後、冷まして喫食する食品の速やかな放冷 ④手指等からの二次汚染防止 ⑤調理器具等の洗浄消毒の徹底等 ⑥従事者の健康管理 ⑦異物混入防止対策の徹底
④ 生食用食肉等取扱い施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	1回/年	①加工(調理)基準の遵守 ②殺菌温度の確認と記録 ③成分規格(細菌検査結果)の確認 ④保存基準の遵守(温度管理) ⑤表示基準の遵守(掲示) ⑥認定生食用食肉取扱者の設置
⑤ 野生鳥獣肉処理施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、E型肝炎ウイルス等による食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	2回/年	①ガイドラインに基づく作業手順の遵守 ②器具等の洗浄・殺菌及び管理状況 ③原料及び製品の適正な温度での保管 ④施設内の衛生管理状況
	上記のうち季節営業等で稼働率が低い施設	1回/年	

7 主な変更点

項目	事項
1 監視指導計画(本文) ページ番号4, 8	○食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の改正に伴う所要の改正を行う。 広域的食中毒発生時における広域連携協議会の活用を追記
1 監視指導計画(本文) ページ番号3, 5, 9	○食品衛生法の改正に伴う所要の改正を行う。 (1)重点監視事項に改正食品衛生法の周知を追記 (2)HACCP制度化に対応するため、指導目的を推進から導入支援に変更
1 監視指導計画(本文) ページ番号6	○当県の食中毒発生状況に応じた所要の改正を行う。 重点監視事項にスイセン及びソラニンによる食中毒予防啓発を追記
3 別表3(3)食品群ごとの食品供給行程(フードチェーン)を通じた重点監視	○食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の改正に伴う所要の改正を行う。 食品群ごとの食品供給工程を通じた重点監視にジビエに関する事項等を追加
4 別表5	(1)隔年実施の発酵乳・乳飲料・乳、漬物、食肉製品、魚介類加工品、はちみつを実施。 (2)検査品目に果実酒を追加。
5 別表6	(1)残留農薬の項目として、トマト、にんじんを実施。 (2)佃煮及び煮豆・漂白野菜については検査品目から削除。

鳥取県消費者教育推進計画の改定(案)に係るパブリックコメントの実施について

平成31年2月14日
消費生活センター

「鳥取県消費者教育推進計画」を改定するにあたり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施するので、その概要を報告する。

〔鳥取県消費者教育推進計画について〕

消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づき、県における消費者教育を総合的かつ一体的に推進するための計画（現行の計画は平成28年3月に策定し、計画期間は3年間）。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成31年2月14日（木）から2月28日（木）まで
- (2) 応募方法：電子メール、郵送、ファクシミリ又は県庁県民課、総合事務所意見箱等

2 計画改定案の概要

消費者教育の基本的な推進内容を体系的に整理するとともに具体的な取組項目を設定し、計画期間中に特に重点的に取り組む内容（重点項目）と連携させながら総合的に取り組む。

- (1) 計画期間：2019年度から2023年度までの5年間

- (2) 主な改定内容

- ア〔新規〕2022年の成年年齢引き下げに対応した消費者教育の推進
- イ〔新規〕教育機関との有機的な連携による継続的な消費者教育体制の構築
- ウ〔強化〕思いやり消費（エシカル消費）の実践を意識した消費者教育の推進

- (3) 具体的な取組

- ア ライフステージやさまざまな場における消費者教育の推進
- イ 消費者教育の人材（担い手）の育成・支援
- ウ 消費者教育を推進する関係機関・団体等との連携

- (4) 計画期間中に特に重点的に取り組む内容（重点項目）

重点項目1 消費生活センターを中心とした体系的な消費者教育の推進

- ・消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口による広報・情報発信の強化
- ・「消費者市民社会の形成」への参画促進
- ・消費生活に関する様々な知識・情報を習得できる機会の拡充
- ・年代・性別やライフスタイルに応じた効果的な広報の実施

重点項目2 教育機関における消費者教育の一層の推進

- ・教育機関における「消費者教育推進法」の趣旨を踏まえた消費者教育実践の働きかけ
- ・消費者教育を行う教職員の指導力向上のための支援
- ・学校で活用できる啓発資料や教材の提供
- ・教育委員会・教育機関との連携

重点項目3 高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり

- ・高齢者や障がいのある人を地域で支えるための見守りネットワークの構築
- ・地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センターとの連携
- ・特殊詐欺や悪質商法に対する被害防止策の強化
- ・消費者団体等が実施する消費者被害防止のための自主的な活動の支援

3 今後のスケジュール

平成31年3月上旬 パブリックコメントへの対応を県ホームページ（とりネット）で公表
〃 鳥取県消費者教育推進地域協議会での意見聴取
末頃 改定推進計画の策定・公表

「鳥取県消費者見守りネットワーク協議会」について

平成31年2月14日
消費生活センター

高齢者や障がいのある方などの消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るための「鳥取県消費者見守りネットワーク協議会」を2月4日に設置したので、その概要を報告する。

1 消費者安全確保地域協議会について

消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項において、地方公共団体は、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事する関係機関により、区域内の消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うために「消費者安全確保地域協議会」（以下、「協議会」という。）を組織することができることが規定されている。

消費者庁は「地方消費者行政強化作戦」（平成27年3月24日）において、人口5万人以上の全市町村での当該協議会設置を目標としている。

2 「鳥取県消費者見守りネットワーク協議会」について

（1）背景

県内市町村における協議会の設置はなく、当センターが県警と連携し、人口5万人以上の鳥取市及び米子市をはじめ、県内市町村に対して設置の働きかけを行っているが、具体的な動きは出ていない。そのため、県において「鳥取県消費者見守りネットワーク協議会」を設置し、県内各市町村の実情に応じた消費者見守り体制の構築を支援することとした。

（2）活動内容

- ア 消費者被害の現状や防止策等に関する情報の収集及び分析
- イ 市町村等における見守りネットワークの体制構築や活動に対する支援
- ウ 構成員が行う消費者教育や啓発活動への支援
- エ その他、消費者被害防止のため必要と認められる活動

（3）構成員

福祉・金融・流通・運輸・司法等関係機関

<参考>

2月4日（月）に、とりぎん文化会館において第1回目となる会議を開催し、要綱案（別添）の審議とともに、以下のとおり、協議会に係る他県の設置状況や事例及び県内の協議会設置に関する動向等について情報共有等を行った。

- ・講演 「消費者安全確保地域協議会設置の意義と役割」
（講師 消費者庁消費者教育・地方協力課 課長補佐 梅田政徳 氏）
- ・県の特例詐欺被害防止や特別商取引に関する取組及び各市町村の協議会設置の動き等に係る説明と意見交換

3 今後の取組

当センターにおいて、県内市町村の高齢者等の見守り体制の実態を把握し、消費生活に関する見守りネットワーク化への課題を抽出する。

また、当該ネットワーク協議会内で、各市町村の課題を共有し、地域の実情に応じた見守りネットワーク構築のための市町村への支援について検討を行う。

鳥取県消費者見守りネットワーク協議会設置要綱(案)

(目的)

第1条 高齢者・障がい者等の消費者被害防止を図るため、市町村等が行う見守りネットワークの構築や見守り活動に対し、関係機関が積極的に協力・支援することを目的として鳥取県消費者見守りネットワーク協議会（以下「鳥取県消費者見守りネット」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 鳥取県消費者見守りネットを構成する機関（以下「構成員」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 構成員には、鳥取県消費者見守りネットの目的に賛同する機関や団体等を加えることができる。

(消費者安全確保地域協議会)

第3条 鳥取県消費者見守りネットは、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定による消費者安全確保地域協議会とする。

(活動内容)

第4条 鳥取県消費者見守りネットは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 消費者被害の現状や防止策等に関する情報の収集及び分析
- (2) 市町村等における見守りネットワークの体制構築や活動に対する支援
- (3) 構成員が行う消費者教育や啓発活動への支援
- (4) その他、消費者被害防止のため必要と認められる活動

(座長)

第5条 鳥取県消費者見守りネットに座長を置く。

2 座長は、鳥取県生活環境部くらしの安心局長とする。

(定例会議等)

第6条 鳥取県消費者見守りネットの定例会議を毎年1回開催する。

- 2 消費者被害拡大防止又は未然防止など、必要がある場合には、臨時会議を開催することができる。
- 3 会議は座長が招集する。

(事務局)

第7条 鳥取県消費者見守りネットの事務局は、鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センターにおく。

(秘密保持義務)

第8条 鳥取県消費者見守りネットの構成員、事務に従事する者又は事務に従事していた者は、活動及び事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、鳥取県消費者見守りネットの運営その他の必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表

鳥取県消費者見守りネットワーク協議会構成員

<p>関係機関</p>	<p>特定非営利活動法人 コンシューマーズサポート鳥取 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 公益社団法人 鳥取県老人クラブ連合会 鳥取県連合婦人会 鳥取退職者連合 鳥取県生活協同組合連合会 公益社団法人 鳥取県医師会 公益社団法人 鳥取県看護協会 株式会社 山陰合同銀行 株式会社 鳥取銀行 鳥取県信用金庫協会 鳥取県信用農業協同組合連合会 日本郵便株式会社 因幡地区連絡会 日本郵便株式会社 伯耆地区連絡会 日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局 株式会社 ゆうちょ銀行 鳥取店 株式会社 かんぽ生命保険 鳥取支店 一般社団法人 鳥取県トラック協会 株式会社 セブンイレブンジャパン松江地区事務所 株式会社 ローソン山陰 株式会社 ファミリーマート鳥取営業所 株式会社 新日本海新聞社 鳥取県弁護士会 鳥取県司法書士会</p>
<p>行政機関</p>	<p>鳥取県市長会 鳥取県町村会 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局福祉保健課 // // 障がい福祉課 // // 長寿社会課 // 健康医療局医療政策課 鳥取県生活環境部 暮らしの安心局 (座長) // // 消費生活センター (事務局)</p>
<p>オブザーバー</p>	<p>鳥取県警察本部生活安全企画部</p>

県営住宅管理における不適切な事務処理について

平成31年2月14日
住まいまちづくり課

この度、県営住宅管理において、県営住宅関係書類の誤送付による個人情報の流出及び県営住宅入居者のマイナンバー収集における不適切な事務が判明したので、報告する。

今後、このようなことが起きないように再発防止対策を講じ、個人情報の適切な管理及び県営住宅の適正な維持管理を徹底する。

1 県営住宅関係書類の誤送付

(1) 経緯

1月31日(木)、鳥取県住宅供給公社(以下「公社」という。)が県営住宅入居者に対して平成31年度分家賃通知書及び収入超過者認定通知書等を送付する際に、入居者A氏の家賃通知書に入居者B氏の収入超過者認定通知書を誤って同封し、送付した。

2月1日(金)午後5時30分頃、中部総合事務所生活環境局にA氏から連絡があり、書類の誤送付による個人情報の流出が判明した。

(2) 誤送付の原因

公社では、家賃通知書及び収入超過者認定通知書の送付に窓あき封筒を使用しており、当該文書にはA氏・B氏それぞれの宛名が記載されていたが、封筒に入れる際、2通の宛名について担当者の確認が不十分であり、また、封入時に別の職員によるダブルチェックを行っていなかった。

(3) 流出した個人情報等

入居者1名分の氏名、世帯年間総所得額、同居者の氏名・所得額、所得控除額、現行家賃額、収入超過者に対する家賃額

(4) 対応状況

2月1日(金)、A氏から連絡を受け、中部総合事務所生活環境局職員がA氏宅に出向き、直接謝罪した上で、誤送付したB氏の収入超過者認定通知書を受け取った。

2月4日(月)、公社職員がB氏宅に出向き、回収した収入超過者認定通知書を手渡した上で、経緯を説明して謝罪した。また、同日A氏宅にも出向き、改めて謝罪した。

2 マイナンバー提出者に対する督促誤り

(1) 経緯

県営住宅の入居者C氏の親族から、「既にマイナンバーを提出しているのに、公社から3回も提出するよう依頼があった」という情報を受けた外部の方から、2月6日(水)にその原因等について県に問合せがあったため確認を行ったところ、督促誤りが判明した。

(2) 平成30年度県営住宅入居者のマイナンバーの収集について

県営住宅では、毎年、全入居者に収入申告書及び所得証明書等の提出を求め、これにより翌年度の家賃を計算している。平成32年度から入居者の負担軽減、事務の効率化を図るため、家賃算定にマイナンバーを利用することとし、今年度、以下の方法で入居者のマイナンバー収集を行っていた。

①平成30年5月以降、新たに入居される方は入居手続き時に公社窓口に提出

②それ以外の既存入居者に対しては、公社が収入申告書の提出依頼文書を送付する際にマイナンバー提出依頼文書を同封し、マイナンバー書類を返信用封筒で県に直接提出

※平成30年度は、マイナンバー収集の初年度のため、約3,400世帯の既存入居者のマイナンバーを県営住宅システムに登録する必要があり、臨時的に県で全県分を一括して登録することとした。

③未提出の入居者に対しては県が未提出者リストを作成して、公社から再度提出依頼文書を送付(平成30年10月、12月の2回実施)

(3) 督促誤りの経過

- ・4月25日(水)、C氏は県営住宅の入居手続き時に公社窓口でマイナンバーを提出した。
- ・6月下旬、公社は全世帯に対して行う収入申告書の提出依頼とともにマイナンバー提出依頼文書を同封し、発送した。
※公社は、C氏を含む平成30年5、6月の新規入居者を依頼対象から外す必要があったが、外していなかった。
- ・10月、県は未提出者リストを作成し、そのリストを元に公社が未提出者に対して文書で督促した。このリスト作成の際、県は既に受領済の5、6月の新規入居者をリストから除いていなかった。
※公社はC氏の親族からの問合せがあった際、「提出済なので再提出は不要」と回答していたが、そのことを県に報告していなかった。
- ・12月、県は未提出者のリストを更新し、そのリストを元に公社は未提出者に対して再督促した。その後、C氏の親族から公社に、「マイナンバーを提出したのに3回督促があった」との苦情電話があり、公社から報告を受けた県はC氏の親族に説明の上、謝罪した。その際にマイナンバーは既に受領済であり、二度と督促をしない旨の文書を出すよう求められた。
県は文書作成と相手方への説明を公社に依頼したが、公社は対応していなかった。
- ・今回の事案を受けて調査を行ったところ、C氏以外の入居者についても重複して提出を求めたものがあり、その中には重複してマイナンバーを提出した入居者もおられたことが分かった。

＜重複して提出を依頼していた件数＞

(単位：件)

	収入申告送付時の提出依頼 (平成30年6月)	1回目督促 (平成30年10月)	2回目督促 (平成30年12月)
東部	21	10	3
中部	0	0	0
西部	8	0	0
計	29(※)	10	3

※上記29件のうち24件は、提出依頼又は督促により重複してマイナンバー書類を県に提出。
残りの5件のうち、3件はマイナンバー書類の重複提出をしていない。2件は既に退去済。

(4) 督促誤りの原因

- ・県は公社に対し、5、6月の新規入居者についてはマイナンバー提出依頼の対象から除外するよう十分に伝えておらず、未提出リスト作成時にも除外していないなど作業ミスがあった。
- ・公社は、最初に苦情が入った際に原因を確認しておらず、県に苦情の報告もしていなかった。

(5) 対応状況

- ・2月6日(水)、公社がC氏の親族に謝罪を行った。2月7日(木)、県はC氏の親族に謝罪した上で、お詫びの文書を送付した。
- ・マイナンバーを重複して督促したその他の入居者には県と公社が訪問した上で、お詫びの文書を渡し、謝罪した。また、マイナンバーを重複して提出された入居者には、公社が住民票取得などにかかった実費を返還している。

3 再発防止策

県及び公社は、再発防止に向けて、以下の対策を講じることとする。

- ア 公社の職員に対して、改めて緊張感を持って業務にあたるよう徹底するとともに個人情報保護の研修を実施する。(2月12日、13日に実施済)
- イ 公社は入居者宛の文書送付には窓あき封筒の使用を徹底し、複数の書類を合わせて封入する際には、書類の宛名を細心の注意を払って確認し、送付前のダブルチェックを徹底して行う。
- ウ 県は、別々の様式となっている家賃通知書と収入超過者認定通知書を一つの様式にまとめ、今後マイナンバーの提出を督促する際は、県で一元的に行うなど事務の見直しを行う。
- エ 今回の事案をもとに、県及び公社職員の危機管理意識、苦情対応向上に関する研修を行い、両者の連絡体制、連携を強化する。

危険ブロック塀対策に係る今後の対応方針について

平成31年2月14日
住まいまちづくり課

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震によるコンクリートブロック塀倒壊事故を受け、道路沿いのブロック塀に係る対応策について、3月上旬に市町村担当課長会議を開催し、今後の対応方針を協議することとしたので報告する。

1 市町村による避難路の指定

①市町村は、次の避難路指定の考え方に沿って、市町村内の区域内に存する道路について、耐震促進計画や地域防災計画への避難路指定を行う。

＜避難路指定の考え方＞

- ・緊急輸送道路（国・県管理道路を含む）
- ・市町村役場、防災拠点施設、災害拠点病院に至る道路
- ・避難所（学校等）に至る道路

②市町村は、幹線道路で長さ25m以上、高さ1.6mのブロック塀がある道路を目安に、耐震促進計画による耐震診断義務付け避難路への指定を検討する。

2 耐震化に係る国補助制度

避難路の区分	ブロック塀の要件	補助率
耐震診断義務付け避難路	長さ25m以上、前面道路中心線からの距離を2.5で除した高さを超えるもの	4/5（国2/5、県・市町村2/5）
上記以外の避難路	倒壊の危険性があると判断されたもの	2/3（国1/3、県・市町村1/3）

3 ブロック塀の安全点検方針

各道路管理者ごとに道路沿いのブロック塀について、次表により安全点検を実施する。

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・指定する避難路沿いのブロック塀について、建築職員又は委託（委託費は国庫補助対象、委託先は建築士会を想定）により安全点検を実施する。 ・安全点検は現在点検中の通学路沿いにあるブロック塀を優先して実施する。避難路の点検が完了後、その他の道路の安全点検を実施する。 ・建築職員がいない町村については、県が技術的助言、相談対応を行う。 ・安全点検の実施状況を毎月県に報告する。
国	・国管理道路沿いのブロック塀について、県から安全点検を依頼する。
県	・県管理道路沿いのブロック塀については、既に安全点検を実施済み。

4 ブロック塀の是正指導・勧告

①安全点検結果（A～D）に応じて、下表のとおり、市町村、特定行政庁、道路管理者がそれぞれ指導、勧告、注意喚起等の対応を行う。

②これまでの安全点検において、Dのものは、平成30年度内に特定行政庁において勧告し、猶予期間を設けて是正を促す。

③県道路管理者は、猶予期間を経過しても安全対策が講じられない場合、注意喚起の貼紙設置を所有者に依頼し、貼紙を拒否された場合は道路区域内のバリケード等を設置する。

なお、県管理道沿いのブロック塀で道路管理者が特に危険と判断した著しい傾き・ぐらつきがある高さ1.2m以上のブロック塀（7箇所）については猶予期間を置かず、年度内に道路区域内にバリケード等を設置し、通行者に注意喚起する。

安全点検結果に基づく是正指導・勧告

区分	点検結果	所管	対応方針
A	問題なし	—	—
B	適正な維持管理を求める	市町村	適正に維持管理するよう所有者に注意喚起
C	地震時に倒壊の恐れあり	特定行政庁	撤去・改修を所有者に指導
D	倒壊の危険がある	（4市・県）	撤去・改修を所有者に勧告

<参考>

安全点検（二次点検）状況

平成31年2月5日現在

安全点検（二次点検）実施箇所数		県管理道	通学路
A	問題なし	18	994
B	適正な維持管理を求める	19	210
C	地震時に倒壊の恐れあり	21	82
D	倒壊の危険がある	49	65
合 計		107/107	1,351/2,940

上下水道の持続的経営に向けた鳥取県広域化・共同化等検討会（第4回）の概要について

平成31年2月14日
くらしの安心局水環境保全課

上水道及び下水道の持続可能な経営確保に向けた広域化・共同化等について、第4回の検討会を開催したので、概要を報告する。

<検討会の経過>

- ◇第1～3回は、上下水道別・流域別に開催し、今回は県下全域を対象に上下水道別の検討会とした。
- 第1回：副町長、水道局長、下水道部長等の参加を受け、検討会の方向性を確認した。
- 第2回：担当課長等実務者レベルでの検討を実施し、水質検査、共同購入、アドバイザー契約等で共同化の可能性について意見交換を行った。
- 第3回：上水道は経営に関する事項、下水道は各市町村の今後の構想・施設統廃合等に関する意見交換を実施し、生活排水施設処理構想（案）を策定した。

1 検討会の概要

- 日時：平成31年2月8日（金） 午前：上水道 午後：下水道
- 出席者：（上水道）40名、（下水道）48名（市町村：上下水道担当課長・事業及び財政担当者）
- 議題：今年度の振り返りと評価、次年度の計画、講演会、意見交換等

2 内容

(1) 上水道

①今年度検討会の振り返りと評価

評価者：EY新日本有限責任監査法人インフラストラクチャー・アドバイザーグループ 福田健一郎 氏

②講演「人口減少時代の水道料金と広域化・共同化」 同上 関 隆宏 氏

（評価者のコメント）

- ・各市町の将来像がどれくらい明確になっているのか疑問である。今後の水道事業の運営では、自治体経営でもコンセッション導入でも料金改定は避けられない。平成40年、50年を想定した時に、自分の市町はこうなっているという将来の姿を「見える化」することが重要である。
- ・人口減少予測に基づき、現体制を維持する場合、県で水道事業を一本化した場合など様々なパターンに応じた料金シミュレーションを行い、コスト比較する必要がある。
- ・近隣の市町も含めて、将来、この時点でこうなりそうだとかを「見える化」し、施設統廃合や維持管理等に係るコスト削減効果を検討しないと進まない。
- ・政治的に水道料金をどうするという判断はあるが、水道担当部局が将来像を示し、説明責任を果たしていくことが必要である。
- ・各事業体に歴史があり、やり方がバラバラなのは当たり前である。香川県（渇水対策の広域化）や岩手県（取水施設、浄水場、配水施設の共同化）がまとまったのは、隣接事業体でメリットがあったからである。各地域に応じた方策を探る必要がある。
- ・市町村で共通して解決すべき課題ではなく、共同して解決すべき課題を明確にする必要がある。

(2) 下水道

①今年度検討会の振り返りと評価

②講演「下水道事業の広域化・共同化（建設・維持管理）ー持続させる下水道ー」

講演及び評価者：一般財団法人下水道事業支援センター下水道アドバイザー 弓倉 純一 氏

（評価者のコメント）

- ・広域化・共同化は市町村合併時にも進めており、最終的に出来ることは限られている。市を除く町村は、農業集落排水施設の割合が高く、20年以上前から単独存続は困難と言われていた。今まさに、その公共下水と農業集落排水との統廃合が進められている状況であり、将来の人口減少について今危機感を持たないと間に合わない。
- ・広域化でやっつけられないことは、赤字事業の拡大である。拡大させないためには、赤字を出さない計画作成が必要である。
- ・下水道部局の職員は、自身が経営者になったつもりで、持続可能な維持管理、建設改良等の広域化を考え、正確な経営分析を行う必要がある。その情報を首長に報告して、料金改定等の行政判断を行うべきである。そのため、公営企業会計を導入していない自治体は資産評価等を行い、施設・設備等の減価償却費を認識する必要がある。また、損益計算書、貸借対照表等で経営のバランスを考えることが必須である。

3 次年度の進め方

(1) 取組内容

- ・首長・水道局長等を対象とするトップセミナーの開催、県内全域での先進地・有識者の講演、流域別の事例研究、経営状況や将来展望等の個別協議等

(2) 流域別の研究テーマ

- ・専門技術者の確保（水質検査を含む）、維持管理（施設等の管理・パトロール・薬品購入を含む）、
- ・検針及び使用料の賦課・徴収（水道）、汚泥の共同処理（下水道）
- ・し尿処理施設と公共下水（または流域下水）との連携処理の可能性を検討

